

情 個 審 第 9 号

平成26年5月19日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成25年2月25日付け総諮問第9号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「入札談合等関与行為調査委員会事情聴取記録」不開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第163号)

(情報公開答申第138号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定のうち、事情聴取対象者情報、事情聴取内容及び調査委員会委員の印影について不開示としたことは妥当であるが、その他の部分については、これを取り消し、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成24年12月7日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる行政文書の開示を請求した。

「茨城県入札談合等関与行為調査委員会の行った「業者、職員、OBの事情聴取」の記録」

2 実施機関の決定及び通知

平成24年12月21日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書については、県の行う調査に関する情報であって、当該調査の性質上、開示することにより、今後の同様な調査の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため条例第7条第6号に該当するとして、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

「事情聴取記録（入札談合等関与行為防止法に基づき公正取引委員会から改善措置要求を受けた事案等の調査のため、調査委員会委員等が行った調査の記録）」

3 異議申立て

平成25年2月18日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) いたずらに疑われかねない業者と、無用の詮索にさらされる県職員の陳述が白日の下に開示され、まことしやかに漂う好ましからざる風聞を払拭するためにも本件処分が取り消されること、請求資料の全面的開示がなされることが必要である。
- (2) 談合や不正があることを前提にして、その時の同様の調査を適正に執行しようとする本件処分は、本末転倒した異様な処分である。談合を行わないよう尽力し根絶することが先決である。
- (3) 発言者の氏名所属などを黒塗りしての開示はこれまでもなされてきたし、なされるべきである。
- (4) 全部不開示では茨城県入札談合等関与行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）の報告書の客観性が担保されない。
- (5) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成13年3月30日付け総務省訓令第126号）」において、「ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限を与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。エ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。」とある。
- (6) 平成8年12月16日付けで行政改革委員会が「情報公開法制の確立に関する意見」として示した「情報公開法要綱案の考え方」では、「予想される支障が「不当」なものであるかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。」とある。
- (7) 事件の原因を解明するのが優先する目的であって、「今後の同様調査の適正な執行」はあくまで従属的・未発なものに過ぎない。調査委員会 は、本件行政文書を含む証拠から、個別談合についての確証はつかめな

かったとしており、個々に認定できなかつた不確かなものであれば公開するのになら支障はないはずである。

- (8) 確実な証拠となるような証言、資料であれば不開示ということも考えられる。
- (9) 情報公開は開示が原則であり、不開示は例外であつて、「おそれ」は「法的保護に値する蓋然性があると認められる」程度に理由がなければならぬ。
- (10) 同様犯罪が今後連続して発生しても、県民に共有されることが何よりも優先される利益と言える。
- (11) 県の所有する情報は全て公開されるべきものであつて、やむを得ず非公開として扱われる部分も生じるといふ構造でなければならない。
- (12) 諮問庁意見書において「本件行政文書を公表しないことを前提にして作成したのは、調査対象職員等が、本件行政文書が公表されることをおそれ、ありのままの発言をちゅうちょすることを防ぐとともに、確実な情報だけではなく、調査対象職員等が耳にしたことがあるだけのやうな不確実な情報をも広く収集できるよう配慮したことによるものである。」と主張するのは、実態を誤導する勝手な言い分に過ぎない。
- (13) 諮問庁の主張する、ありのままの陳述を求めるため公開しないという前提には、公開されないから言い逃れや自己保身が可能という暗喩が同時発信されることによつて無責任な陳述を誘発する文脈を持ち、むしろ公表しないことによつてできるだけ他に波及しないやうな虚偽の陳述を誘導するやうな構造を形成している。
- (14) 本件開示請求を「直接の利害関係のない一部住民が何らかの疑念」などとわい小化しているが、談合犯罪による損害は全県民の直接の利害に直結している。
- (15) 業者と関与職員の前行によつてもたらされた屈辱を解消することは、県と職員の前信関係等よりはるかに重視されるべきである。
- (16) 本件開示請求が異議申立人一人の疑問に留まらず、一般県民の利害関

係に深く関わっていることを県当局は再度肝に銘ずるべきである。

- (17) 今後公金横領や官製談合が継続的に発生することを前提にして不開示の理由としているが、談合や横領を今後発生させなければ調査の必要性も生じず、財政規律の引き締めが必要であり、未必の事態を想定しての本件処分は本末転倒の配慮であって何ら正当性はない。
- (18) 調査委員会は平成23年8月30日に発足し、面談調査が10月4日から11月29日の約2ヶ月間に実施されたが、調査対象職員等に聴取の手法や概要が共有され、事前に回答を準備することが可能であったことは容易に推認でき、本件調査が事前に周到に準備された聴取でしかないことを自ら暴露しており、不開示の理由にならないことは自明である。
- (19) 事前に周到に準備された供述や口裏合わせが調査資料にどの程度顕在しているかが問題であり、つじつま合わせの痕跡が開示されるべきである。
- (20) 発言者をマスキングする手法があり、発言者の名前は秘匿されてもその発言に談合の実態が示されているのであれば、その陳述から今後の談合防止のヒントも得られる。口裏合わせをはかって真相をゆがめる供述が参照されれば、今後の官製談合根絶の一助とすることにもつながる。
- (21) 公表しないという約束によってありのままの供述が得られるはずという思い込みは、公表しないという約束によって省略、曖昧化、不言及など虚偽の供述を誘発し、調査全体をゆがめるものに転化した可能性が払拭できない。検証のためにも本件情報は開示されるべきである。
- (22) 条例第1条では、その目的として、県民の知る権利についての理解を深めること、県の諸活動を県民に説明する責任を掲げ公正で民主的な行政の推進に資することをうたっており、茨城県と調査対象職員等との信頼を失わないことを優先し、県民に説明する責務を後景に退けるようには規定されていない。

第4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書は、公表しないことを前提に、調査対象職員等の任意の協

力の下に作成されたものである。本件行政文書を公表しないことを前提にして作成したのは、調査対象職員等が、本件行政文書が公表されることをおそれ、ありのままの発言をちゅうちょすることを防ぐとともに、確実な情報だけではなく、調査対象職員等が耳にしたことがあるだけのような不確実な情報をも広く収集できるよう配慮したことによるものである。

- 2 本件行政文書を開示しなければならないとすると、直接の利害関係のない一部住民が何らかの疑念を差し挟みさえすれば、本件行政文書を当該住民に明らかにしなければならない結果となり、このような結果は、茨城県と調査対象職員等との間の公表しない旨の約束を反故にし、信頼関係を損なうこととなることは自明である。
- 3 公表しない約束の下で茨城県に提供した情報が、直接の利害関係のない者に開示されるようなこととなれば、今後茨城県において同様の調査を行う場合、関係者のありのままの発言を制約してしまうばかりか、任意の調査における関係者の協力が全く得られなくなる可能性・危険性が極めて高い。
- 4 全て不開示としたのは、事情聴取の手法の概要が明らかになることにより今後調査があった場合に事前に回答を周到に準備されるおそれを考慮したためである。
- 5 本件行政文書については、異議申立人と県が争った損害賠償請求事件においても異議申立人により文書提出命令申立てがなされたが、裁判長は文書提出命令申立てを却下し、本件行政文書の提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのある「公務秘密文書」に該当すると認定している。
- 6 以上のことから、本件処分には不適法又は不当な点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 入札談合等関与行為に関する調査について

茨城県は、平成23年8月4日、公正取引委員会から入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第3条第2項の規定に基づく改善措置の要求等を受け、調査委員会を設置した。

調査委員会は、入札談合等関与行為の調査及び必要な改善措置の検討並びに県の損害の有無、職員の賠償責任の有無、県に対する賠償額及び職員に係る懲戒処分の可否に係る調査を所掌事務としており、職員等（OBを含む。）と関係事業者の役員等に対して、面談による事情聴取及び書面調査の方法により実施した。

2 本件行政文書について

本件行政文書には、調査委員会が行った面談による事情聴取の結果として、次に掲げる情報が記録されていることが認められる。

- (1) 事情聴取対象者の氏名、住所、職業、年齢、生年月日及び印影（以下「事情聴取対象者情報」という。）
- (2) 事情聴取者の氏名、職名及び印影（以下「事情聴取者情報」という。）
- (3) 事情聴取の内容（以下「事情聴取内容」という。）
- (4) (1) から (3) 以外の情報（以下「その他情報」という。）

3 本件処分の妥当性について

実施機関が、本件行政文書については、条例第7条第6号に該当するとして本件処分を行ったことに対して、異議申立人は、情報公開は開示が原則であり、未必の事態を想定した本件処分に正当性はないと主張しているので、以下本件処分の妥当性について検討する。

(1) 事情聴取対象者情報及び事情聴取内容について

事情聴取対象者情報及び事情聴取内容については、入札談合等関与行為の実態把握という調査の性格上、自己のほか、関係事業者や当時の上司、同僚等の不正行為に関する回答になることも想定される。

仮に公開を前提に事情聴取を行った場合には、自らの不利益な情報が公開されてしまうのを危惧して、回答を拒んだり、十分な回答を控えたりするなど事情聴取対象者の協力が得られなくなることが予想されることから、入札談合等関与行為の実態把握のために公開しないことを前提として事情聴取を行ったことには、妥当性があつたと認められる。

そして、この条件の下に取得した情報を公開することになれば、自らの不利益な情報を回答した事情聴取対象者との間の信頼関係を損なうことになるばかりか、将来、同種の調査を行う場合には、事情聴取対象者のみならず、このことを聞き知った者においても、当然、自己に不利益な情報が公開されてしまうとの認識の下で回答することになるため、調査に協力するとしても十分な回答を得られず、正確な実態を把握することが困難になることが予想され、将来の同種の事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、事情聴取対象者情報及び事情聴取内容については、条例第7条第6号に該当すると判断する。

(2) 事情聴取者情報について

事情聴取者情報については、既に公にされている情報であり、これを開示すると調査委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする事情は認められないため、条例第7条第6号には該当しないと判断する。

ただし、事情聴取者情報のうち、委員の印影については、委員が個人として使用している印章を用いていると考えられるため、これを公開すると、当該委員個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(3) その他情報について

その他情報については、事情聴取を行った日時、場所等、事情聴取者の職務遂行に係る情報であり、これを開示すると調査委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする事情は認められないため、条例第7条第6号には該当しないと判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には影響がないものと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成25年	2月	25日	諮問受理
平成25年	10月	24日	諮問庁意見書受理
平成25年	11月	28日	異議申立人意見書受理
平成26年	2月	17日	審査（平成25年度第1回審査会第二部会）
平成26年	3月	6日	審査（平成25年度第2回審査会第二部会）
平成26年	4月	21日	審査（平成26年度第1回審査会第二部会）